

●香川県告示第545号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、区画漁業の免許の内容となる事項等を次のとおり定めたので、同条第5項により公示する。

平成19年11月27日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 免許の内容となる事項、制限又は条件及び地元地区

計画番号区第1号（あかがい）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 三豊市詫間町清正公東地先

イ 点の位置

基点A ゴマジリ大西の鼻西端

〃 B 塩生山高頂（140メートル）

〃 C 香田大滑走路跡東基部

〃 D 粟島水尻防波堤突端

〃 E 粟島立髪鼻東端

〃 F 三玉岩灯標

点 イ BからD見通し線とCからF見通し線との交差点

〃 ロ Dからハ見通し延長線と最大高潮時海岸線との交差点

〃 ハ イからFへ250メートルのところ

〃 ニ AからE見通し線とCからF見通し線との交差点

ウ 漁場の区域 Aニ、ニハ、ハロの3直線とAロ間の最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
あかがい垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 三豊市詫間町詫間

2 免許予定日 平成20年1月1日

3 免許の存続期間 平成20年1月1日から平成20年12月31日まで

4 免許申請期間 平成19年12月4日から同月5日17時まで